

平成25年度ツキノワグマ保護管理検討委員会

日 時 平成25年11月8日（金） 10:00～12:00

場 所 岩手県環境保健研究センター 大会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介および議長選出

4 議 事

- (1) 平成25年度ツキノワグマ保護管理施策の取組み状況について
- (2) 平成25-26年次ツキノワグマ捕獲上限数について
- (3) ツキノワグマ捕獲許可の運用の見直しについて

5 閉 会

ツキノワグマ保護管理検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1 本県に生息するツキノワグマ地域個体群の保護管理全般について検討し、もって人とツキノワグマとの共存に資するため、「ツキノワグマ保護管理検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 特定鳥獣保護管理計画の作成及び変更に関する事
- (2) 個体数管理に関する事
- (3) 生息環境の整備に関する事
- (4) 被害防除対策に関する事
- (5) モニタリング調査に関する事。
- (6) その他ツキノワグマの保護管理に関する事。

(組織)

第3 委員会は、委員をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者、関係団体及び行政機関等で委員会の運営に必要と認められる者のうちから、環境生活部長が委嘱する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により決定する。
- 4 委員長は会務を総括し、会議の議長となる。
- 5 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから予め委員長が指名する委員が、その職務を代行する。
- 6 委員会の検討事項を専門的に審議するため、必要に応じて委員会に委員若干名をもって構成する専門部会を置くことができる。

(任期)

第4 委員の任期は委嘱の日から、その日を含むツキノワグマ保護管理計画の期間が満了する日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5 委員会は、必要に応じて環境生活部長が招集する。

- 2 環境生活部長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、環境生活部自然保護課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、環境生活部長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成 15 年 12 月 24 日から施行する。
- この要綱は、平成 18 年 3 月 16 日から施行する。
- この要綱は、平成 19 年 4 月 6 日から施行する。
- この要綱は、平成 20 年 4 月 25 日から施行する。
- この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- この要綱は、平成 25 年 5 月 13 日から施行する。

ツキノワグマ保護管理検討委員会委員名簿

| 区分 | 所 属 | 職 名 | 氏 名 | 備考 |
|-------|---|------------------------|---------|----|
| 学識経験者 | 東北地域環境計画研究会 | 会 長 | 由 井 正 敏 | |
| | 国立大学法人岩手大学 農 学 部 | 教 授 | 青 井 俊 樹 | |
| | 盛岡市動物公園 | 園 長 | 辻 本 恒 徳 | 欠席 |
| | 合 同 会 社 東北野生動物保護管理センター | 代 表 | 宇 野 壮 春 | |
| 関係団体 | 岩手県鳥獣保護員協議会 | 会 長 | 藤 澤 富 男 | |
| | 公益社団法人岩手県猟友会 | 副 会 務 長 兼 事 専 務 理 事 | 菅 野 範 正 | |
| | 岩手県森林組合連合会 | 業 務 部 長 | 佐々木 信夫 | |
| | 全国農業協同組合連合会岩手県本部 営 農 対 策 部 | 部 長 | 千 葉 丈 | |
| 研究団体 | 岩手県ツキノワグマ研究会 | 事 務 局 長 | 藤 村 正 樹 | |
| 行政機関 | 東北森林管理局 東 北 森 林 管 理 局 課 画 保 全 部 保 全 課 | 課 長 | 津内口 雄士 | |
| | 岩手県農林水産部 岩 農 業 振 興 部 課 | 担い手対策課長 | 千 葉 和 彦 | |
| | 岩手県農林水産部 岩 森 林 整 備 部 課 | 整 備 課 長 | 赤 澤 由 明 | |
| | 岩手県警察本部生活安全部 生 活 環 境 部 課 | 課 長 補 佐 | 豊 岡 茂 | 代理 |
| 市町村 | 盛岡市環境部環境企画課 | 課 長 | 櫻 正 伸 | |
| | 遠野市農林畜産部農業振興課 | 課 長 | 多 田 登 | |
| | 八幡平市農林業課 | 課 長 | 北 舘 修 吾 | |
| | 岩手県農林水産部 岩 農 林 泉 水 産 町 課 | 課 長 | 佐 藤 吉 晴 | |
| | | | | |

平成25年度 ツキノワグマ保護管理検討委員会

本文資料 目次

I 平成25年度の取り組み状況

1. 個体数管理
2. 生息環境整備
3. 被害防除対策
4. モニタリング調査
5. 隣接県との調整

II 平成25-26年次のツキノワグマ捕獲上限数について

III ツキノワグマ捕獲許可の運用の見直しについて 資料9

I 平成 25 年度ツキノワグマ保護管理施策の取組み状況

1 個体数管理

(1) 捕獲数管理 資料 1

1) 平成 25 年度捕獲上限数および捕獲状況 (11 月 5 日現在)

(単位：頭)

| 区 分 | 捕獲上限 | 有害捕獲 | | 春季 | 計 | |
|------|------|------|------|----|-----|------|
| | | 捕獲 | うち放獣 | 捕獲 | 捕獲 | うち放獣 |
| 北上高地 | 138 | 121 | 1 | 0 | 121 | 1 |
| 北奥羽 | 116 | 39 | 1 | 11 | 50 | 1 |
| 計 | 254 | 160 | 2 | 11 | 171 | 2 |

2) 捕獲自粛要請

要請地区：なし

有害捕獲及び春季捕獲の合計が捕獲上限を上回っていないことから、捕獲自粛要請は行っていない。

3) 春季捕獲

八幡平市、西和賀町で実施。捕獲実績は八幡平市 6 頭、西和賀町 5 頭。

(2) 緊急時における捕獲許可事務の特例処理

1) 根拠

「岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例」により、人身被害に関わる緊急時における捕獲許可については、市町村において事務処理ができることとされているもの。

2) 権限移譲状況

全市町村 (平成 21 年度より)

3) 平成 25 年度実績

許可実績：0 件 捕獲実績：0 頭

< 市町村における捕獲許可実績 > (H21 以降)

| 市町村名 | 捕獲許可日 | 捕獲実績 |
|------|------------------|------|
| 一関市 | 平成 21 年 5 月 16 日 | 0 頭 |
| 岩泉町 | 平成 21 年 7 月 24 日 | 1 頭 |
| 奥州市 | 平成 22 年 6 月 12 日 | 0 頭 |
| 西和賀町 | 平成 22 年 9 月 4 日 | 1 頭 |
| 金ケ崎町 | 平成 23 年 7 月 2 日 | 0 頭 |
| 花巻市 | 平成 24 年 7 月 21 日 | 1 頭 |

2 生息環境整備

(1) 天然性林の保全・管理

コナラ等のツキノワグマの餌となる広葉樹について、造林や育成天然林整備の取組みを実施。

単位：ha（前年対比）

| 区分 | H22 年度 | H23 年度 | H24 年度 |
|---------|-------------|--------------|-------------|
| 造林 | 64 (97.0%) | 54 (84.4%) | 84 (155.6%) |
| 育成天然林整備 | 571 (87.2%) | 725 (127.0%) | 311 (42.9%) |

(2) いわての森林づくり県民税の活用（いわて環境の森整備事業）

公益上に重要な森林で、森林所有者自らの管理が期待できない人工林を対象とし、針葉樹と広葉樹が入り混じった森林に誘導する混交林誘導伐（概ね5割の強度間伐）を実施。（平成23年度実績：1,315ha、平成24年度：1,348ha）

(3) 民有林緑の回廊の設定

北東北3県で合意された「緑のランドデザイン」構想に基づき、野生生物のハビタットの連続性を確保するため、国有林の「奥羽山脈緑の回廊」に連続する「民有林緑の回廊」を平成17年度までに設定。

3 被害防除対策

(1) 被害状況

1) 平成25年度人身被害状況 資料2

県全体：7件11人
北上高地：4件4人
北奥羽：3件7人

| 区分 | 24年度 | | 25年度（11/1現在） | |
|------|------|----|--------------|----|
| | 件数 | 人数 | 件数 | 人数 |
| 北上高地 | 11 | 11 | 4 | 4 |
| 北奥羽 | 8 | 8 | 3 | 7 |
| 計 | 19 | 19 | 7 | 11 |

2) 平成24年度農林業被害 資料3

被害面積：約106.7ha
被害額：約7,287万円
主な被害作物：飼料作物、果樹、野菜など

農業被害

| 区 分 | 平成 23 年度 | | 平成 24 年度 | |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 被害面積 (ha) | 被害金額 (万円) | 被害面積 (ha) | 被害金額 (万円) |
| 水 稲 | 2.2 | 243 | 5.0 | 414 |
| 野 菜 | 1.7 | 168 | 6.1 | 433 |
| 果 樹 | 9.8 | 531 | 12.0 | 1,333 |
| 飼料作物 | 51.4 | 3,719 | 81.0 | 4,974 |
| その他* | 1.2 | 78 | 2.6 | 133 |
| 計 | 66.3 | 4,739 | 106.7 | 7,287 |

※その他にはコーンサイレージ等含む

林業被害

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 区域面積 (ha) | 3.44 | 0.00 | 26.15 |
| 実損面積 (ha) | 0.51 | 0.00 | 0.15 |
| 損害額 (万円) | 141 | 0 | 40 |

(2) 各種対策状況

1) 人身被害防止対策

① 普及啓発

実施内容：通知（2回）、その他（テレビ、いわてグラフ、岩手の林業）
リーフレット（3,000部）、HP

実施時期：通年

<通知>

| 通知時期 | 注意喚起等依頼先 | 主な対象 |
|----------|-----------------------|------------------------------|
| H25.4.8 | 各市町村、農林水産部、振興局、 県警 | 主として山菜取り、行楽目的等 の入山者、農業従事者 |
| H25.6.17 | 各市町村、振興局 | 夏季の出没増加に向けた注意 喚起 |

<各種媒体（マスコミ、リーフレット等）>

| 時期 | 媒体 | 社名及び内容等 |
|------------|--------|--|
| H25. 5. 17 | テレビ | I A T ツキノワグマの人身被害防止について |
| H25. 6 | いわてグラフ | ツキノワグマの人身被害防止について |
| H25. 6. 15 | 岩手の林業 | 人身被害、林業被害への注意喚起 |
| H25. 10 | いわてグラフ | ツキノワグマの人身被害防止について |
| 通年 | リーフレット | 「クマに遭わないための8か条」 3,000部 配布先：各市町村、振興局、ビジターセンター等 |
| 通年 | HP | ツキノワグマの人身被害防止について 各種リーフレット、被害マップ |

②地域における保護管理対策の推進（農林業被害対策も含む）

実施内容：「地区ツキノワグマ保護管理協議会」における検討及び研修

※平成25年度は9地区中2地区で実施済み。

③追払い対策の推進

煙火消費保安講習会を実施。（9月28日、受講者64名：市町村職員等）

2) 農林業被害防除対策

①鳥獣被害防止特措法の活用

計画策定市町村（ツキノワグマを対象とするもの：11月1日現在）

策定済み：24市町（盛岡市、八幡平市、雫石町、滝沢村、紫波町、矢巾町、花巻市、北上市、西和賀町、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、一関市、大船渡市、陸前高田市、住田町、釜石市、大槌町、宮古市、岩泉町、山田町、普代村、久慈市、野田村）

主な計画内容：環境整備、誘因物除去、追払い推進、捕獲体制整備、対象鳥獣捕獲員、電気柵設置、普及啓発、地域協議会

3) その他出没等に関する対策

①市街地等の出没対策

市街地等への出没対応を踏まえ、吹き矢麻醉及び麻醉銃等の活用について検討、危険猟法許可を取得（平成25年5月9日付環東地野許第1305091号）。

②出没状況等の把握資料4

4 モニタリング調査

(1) 捕獲記録

対象：有害及び狩猟による捕獲個体

方法：捕獲実施者及び狩猟者からの報告票提出

記録内容：捕獲日時、場所、体重、体長、性別、推定年齢、子連れの有無等

結果：資料5

(2) 捕獲個体調査

- 対象 : 有害捕獲等個体のうち 20 頭
- 方法 : 社) 岩手県猟友会への委託契約により捕獲個体サンプルを収集し、岩手大学、盛岡市動物公園及び岩手県環境保健研究センターにおいて分析を実施
- 分析内容 : 年齢査定、脂肪蓄積量、繁殖状況等、放射性物質モニタリング
平成 25 年度より繁殖状況 (年齢、繁殖、脂肪量等) および放射性物質モニタリングを中心に実施
- 結果 : 集計中

(3) ブナ及び広葉樹堅果の豊凶調査

- 対象 : 北奥羽地域 9 地点 (ブナ)、北上高地 13 地点 (ナラ類)
- 方法 : 9 月～11 月にかけてシードトラップ法及び目視により実施
平成 25 年度より自然保護課、環境保健研究センターによる自前での実施。シードトラップについては調査中。
- 結果 : 資料 6

(4) ツキノワグマ生息数調査 (ヘアトラップ調査)

- 対象 : 花巻市、遠野市
- 方法 : 50 基のヘアトラップを設置し調査。
平成 25 年度より、小規模ヘアトラップを継続的に実施。結果については解析中

(5) 春季捕獲に係る痕跡調査

- 対象 : 春季捕獲実施市町村 (八幡平市、西和賀町)
- 方法 : 踏査による目視調査
- 結果 : 資料 7

5 隣接県との調整

- 開催時期 : H26.1 月頃を予定
- 開催場所 : 盛岡市
- 協議内容 : 北奥羽地域個体群における保護管理状況等
※平成 21 年度から青森県も参加し、情報交換を行っている。

平成 25-26 年次ツキノワグマ捕獲上限数について 資料 8

平成 25 年度（11 月 14 日まで）の捕獲上限数は 254 頭（北上高地地域個体群 138 頭、北奥羽地域個体群 116 頭）であったが、捕獲実績は 169 頭（北上高地地域個体群 120 頭、北奥羽地域個体群 49 頭、放獣を除く）となった。

個体数管理を行うため、平成 25-26 年次（平成 25 年 11 月 15 日から平成 26 年 11 月 14 日）における捕獲上限数を 327 頭（北上高地地域個体群 195 頭、北奥羽地域個体群 132 頭）とする。

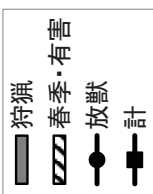
（単位：頭）

| 区 分 | 平成 25 年度（11 月 14 日まで） | | | 平成 25-26 年次 |
|------|-----------------------|--------|---------|-------------|
| | 捕獲上限数 a | 捕獲実績 b | 差 c=a-b | 捕獲上限数 |
| 北上高地 | 138 | 120 | 18 | 195 |
| 北奥羽 | 116 | 49 | 67 | 132 |
| 計 | 254 | 169 | 85 | 327 |

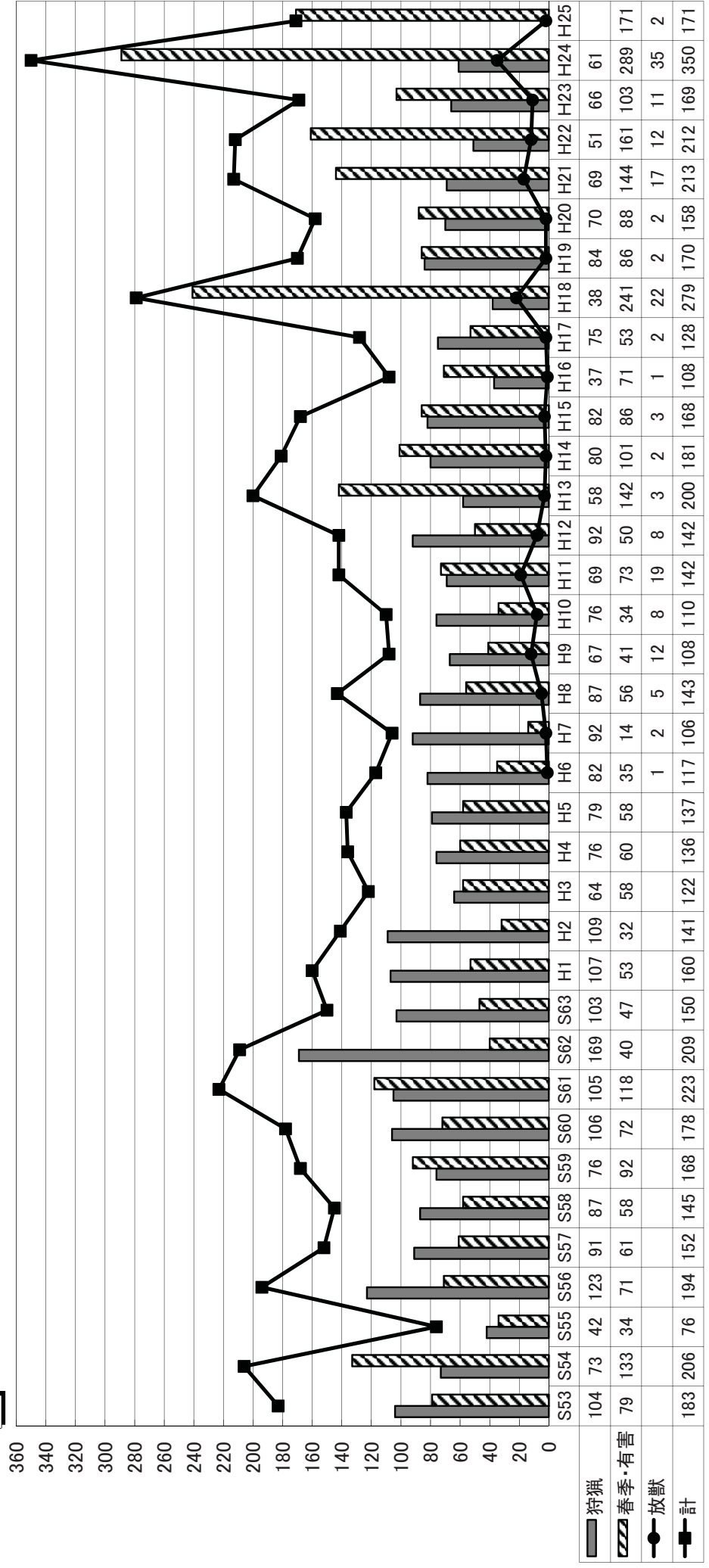
※ 捕獲実績には、放獣を含まない。

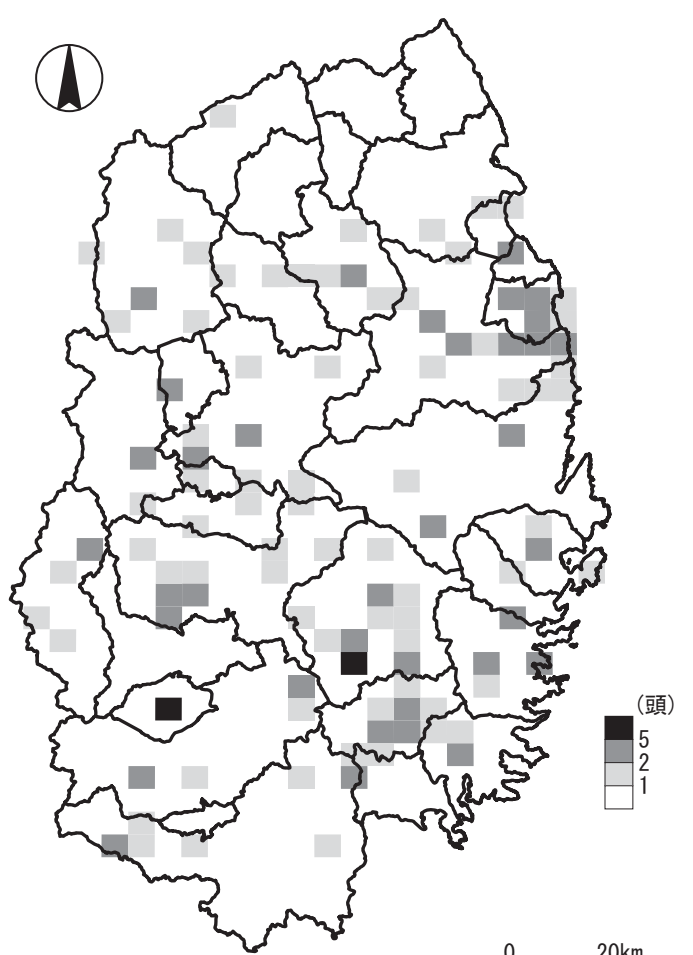
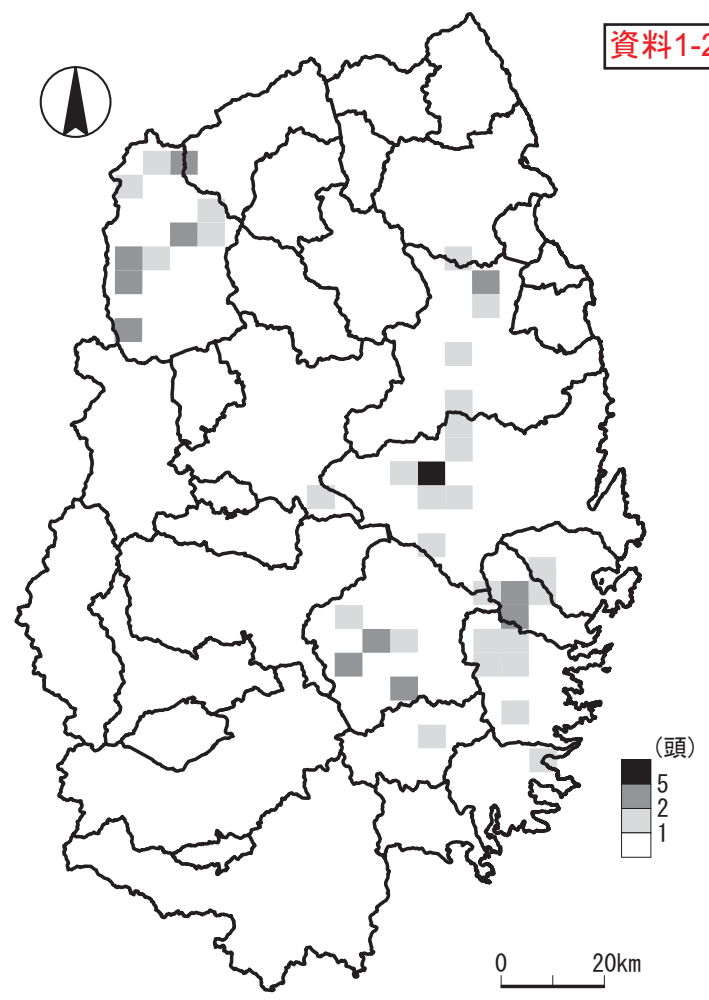
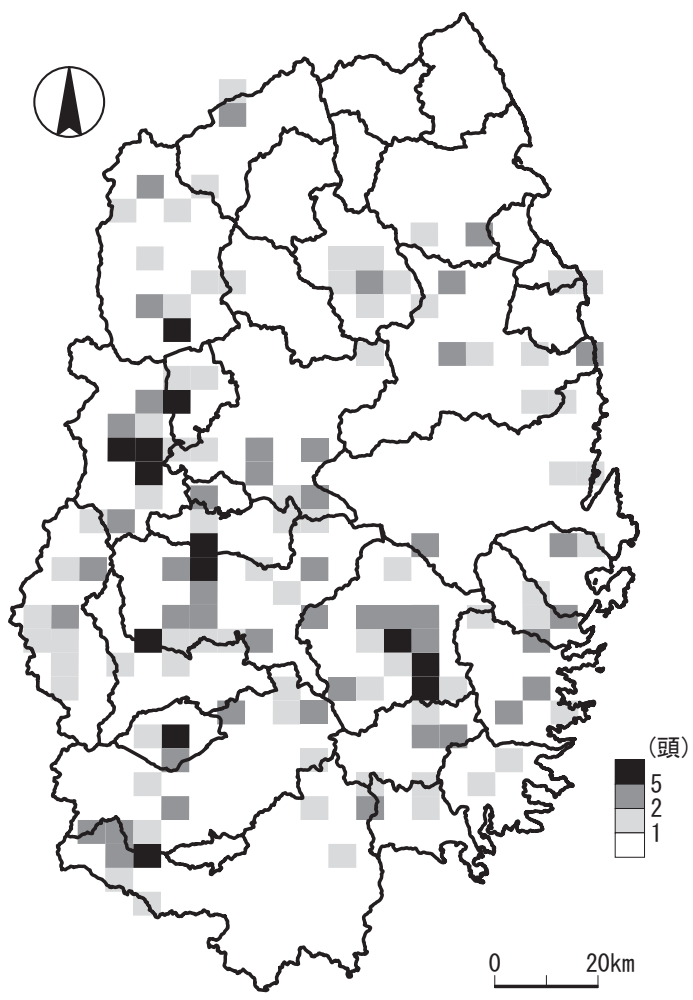
狩猟・有害捕獲によるツキノワグマ捕獲数(平成25年11月5日現在)

注) 放獣数は、有害捕獲数の内数



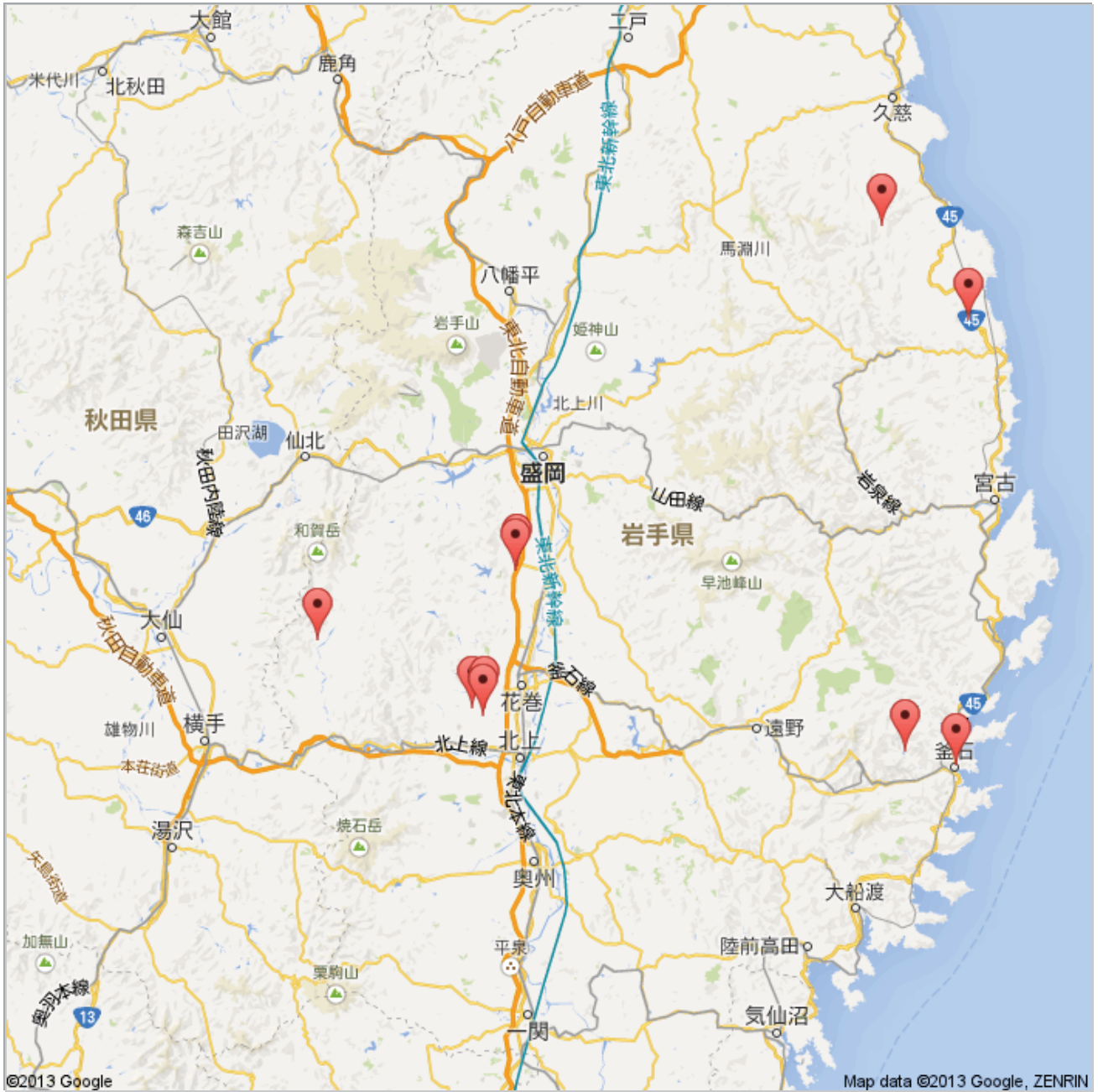
頭





| 平成25年度【11名】*平成25年11月1日現在 | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|-------------|----------|--------|------|----------|-------------|----|-------|------|-----|---|
| 番号 | 年月日 | 時刻 | 被害発生場所 | | 状況 | 年齢 | 性別 | 被害の程度 | 予防対策 | 里/山 | |
| 1 | 平成25年5月4日 | 午前9時頃 | 朝 | 岩泉町 | 安家 | 山菜採り | 73 | 男性 | 重症 | 不明 | 山 |
| 2 | 平成25年5月21日 | 正午頃 | 昼 | 釜石市 | 甲子町第16地割 | 山菜採り | 80 | 男性 | 重症 | 無し | 山 |
| 3 | 平成25年5月24日 | 午後9時半頃 | 夜 | 釜石市 | 浜町 | 帰宅途中 | 61 | 女性 | 軽傷 | 不明 | 里 |
| 4 | 平成25年6月15日 | 午後5時頃 | 夕 | 花巻市 | 橋内 | 家に入ろうとしたところ | 81 | 男性 | 重症 | 不明 | 里 |
| | 平成25年6月16日 | 午後6時40分頃 | 夕 | 花巻市 | 北笹間 | 農作業中 | 70 | 男性 | 重症 | 不明 | 里 |
| | 平成25年6月16日 | 午後6時40分頃 | 夕 | 花巻市 | 北笹間 | 農作業中 | 69 | 女性 | 重症 | 不明 | 里 |
| | 平成25年6月16日 | 午後7時ごろ | 夕 | 花巻市 | 中笹間 | 商店から出たところ | 47 | 男性 | 重症 | 不明 | 里 |
| 5 | 平成25年8月26日 | 午前5時45分頃 | 朝 | 紫波町 | 上平沢 | 自宅の家庭菜園で作業中 | 86 | 男性 | 軽傷 | 無し | 里 |
| | 平成25年8月26日 | 午前6時頃 | 朝 | 紫波町 | 土館 | 自宅付近 | 74 | 男性 | 軽傷 | 無し | 里 |
| 6 | 平成25年10月17日 | 午後4時頃 | 夕 | 西和賀町 | 沢内 | キノコ採り | 81 | 女性 | | | 山 |
| 7 | 平成25年10月19日 | 午前10時頃 | 昼 | 田野畑村 | 浜岩泉 | 林道を歩いていた | 64 | 男性 | 軽傷 | 不明 | 山 |
| 8 | | | | | | | | | | | |

| 平成24年度【19名】*平成25年3月31日現在 | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|-------------|-----------|--------|------|-----------------|------------|----|-------|------|-------------|---|
| 番号 | 年月日 | 時刻 | 被害発生場所 | | 状況 | 年齢 | 性別 | 被害の程度 | 予防対策 | 里/山 | |
| 1 | 平成24年4月20日 | 午後7時30分頃 | 夜 | 宮古市 | 箱石 | 自宅前で作業中 | 57 | 女性 | 軽傷 | なし | 里 |
| 2 | 平成24年4月28日 | 午前8時頃 | 朝 | 宮古市 | 千徳 | 農作業中 | 56 | 男性 | 重症 | 不明 | 里 |
| 3 | 平成24年4月28日 | 正午頃 | 昼 | 西和賀町 | 「道の駅錦秋湖」北側の国有林内 | 山菜採り | 70 | 男性 | 重症 | 犬を連れていた | 山 |
| 4 | 平成24年5月4日 | 午前7時ごろ | 朝 | 普代村 | 普代村茂市地区 | 山菜採り | 57 | 男性 | 重症 | 不明 | 山 |
| 5 | 平成24年5月5日 | 午前11時10分 | 昼 | 紫波町 | 赤沢地内 | 山菜採り | 65 | 男性 | 重症 | 不明 | 里 |
| 6 | 平成24年6月3日 | 午後11時25分 | 昼 | 宮古市 | 江繁 | 自宅敷地内を移動中 | 74 | 男性 | 重症 | 不明 | 里 |
| 7 | 平成24年6月15日 | 午後6時40分 | 夕 | 岩泉町 | 二升石 | 自宅玄関を出た直後 | 83 | 女性 | 軽傷 | 無し | 里 |
| 8 | 平成24年6月22日 | 午前9時10分頃 | 昼 | 一関市 | 大東町大原 | 自宅付近の山林内 | 61 | 男性 | 重症 | 無し | 山 |
| 9 | 平成24年6月28日 | 午前10時50分 | 昼 | 宮古市 | 宮古市夏屋 | 公営林作業中 | 57 | 男性 | 軽傷 | 鈴、笛、熊スプレーなど | 山 |
| 10 | 平成24年7月1日 | 午前11時30分頃 | 昼 | 奥州市 | 胆沢区若柳 | 登山中 | 57 | 男性 | 軽傷 | 出没情報 | 山 |
| 11 | 平成24年7月18日 | 午前10時頃 | 昼 | 盛岡市 | 新庄字中津川 | 森林内作業中 | 67 | 男性 | 重症 | 鈴 | 山 |
| 12 | 平成24年7月27日 | 午後7時20分頃 | 夕 | 紫波町 | 土館字木金 | 事務所前駐車場 | 51 | 男性 | 重症 | 不明 | 里 |
| 13 | 平成24年8月20日 | 午前4時30分 | 朝 | 宮古市 | 片巣第3地割 | 農作業に向かう途中 | 57 | 男性 | 軽傷 | 不明 | 里 |
| 14 | 平成24年8月25日 | 正午頃 | 昼 | 雫石町 | 西安庭 | 放牧地で作業中 | 53 | 男性 | 軽傷 | 出没情報 | 山 |
| 15 | 平成24年9月3日 | 午前5時頃 | 朝 | 一関市 | 巖美町 | 田んぼを見回り中 | 41 | 男性 | 重症 | なし | 里 |
| 16 | 平成24年10月5日 | 午前9時50分頃 | 朝 | 奥州市 | 胆沢区小山 | 農作業からの帰宅途中 | 80 | 男性 | 重症 | 不明 | 山 |
| 17 | 平成24年10月8日 | 午前5時半頃 | 朝 | 花巻市 | 南川原町 豊沢川河川敷 | アユ釣りの準備中 | 65 | 男性 | 軽傷 | なし | 里 |
| 18 | 平成24年10月30日 | 午後5時頃 | 夕 | 一関市 | 萩荘字打ノ目 | 農作業中 | 86 | 女性 | 重症 | なし | 里 |
| 19 | 平成25年3月29日 | 午後2時頃 | 昼 | 山田町 | 折笠第21地割 | 林道を移動中 | 75 | 男性 | 軽傷 | 不明 | 山 |









H25クマ人身被害状況

平成25年度

一般公開・表示回数 0

10月30日作成・投稿: クマ・1分前更新

-  平成25年5月4日
山菜採りの最中襲われ、顔をひっかかれた。
-  平成25年5月21日
正午頃に山菜採りの最中襲われた。頭と右腕に重症。
-  平成25年5月24日
午後9時半ころ、帰宅途中に襲われ腕に軽傷。
-  平成25年6月15日
午後4時45分ころ民家から出たところを後から襲われ重症
-  平成25年6月16日
午後6時46分ころ水田で農作業中に後ろから襲われ2名が怪我
-  平成25年6月16日
午後7時ころ商店から出た直後に路上で襲われ頭や手にケガ



平成25年8月26日
午前6時頃自宅付近で親子連れのクマに襲われ軽傷



平成25年8月26日
午前5時45分頃、自宅裏で作業中に背後から襲われ頭部などに軽傷

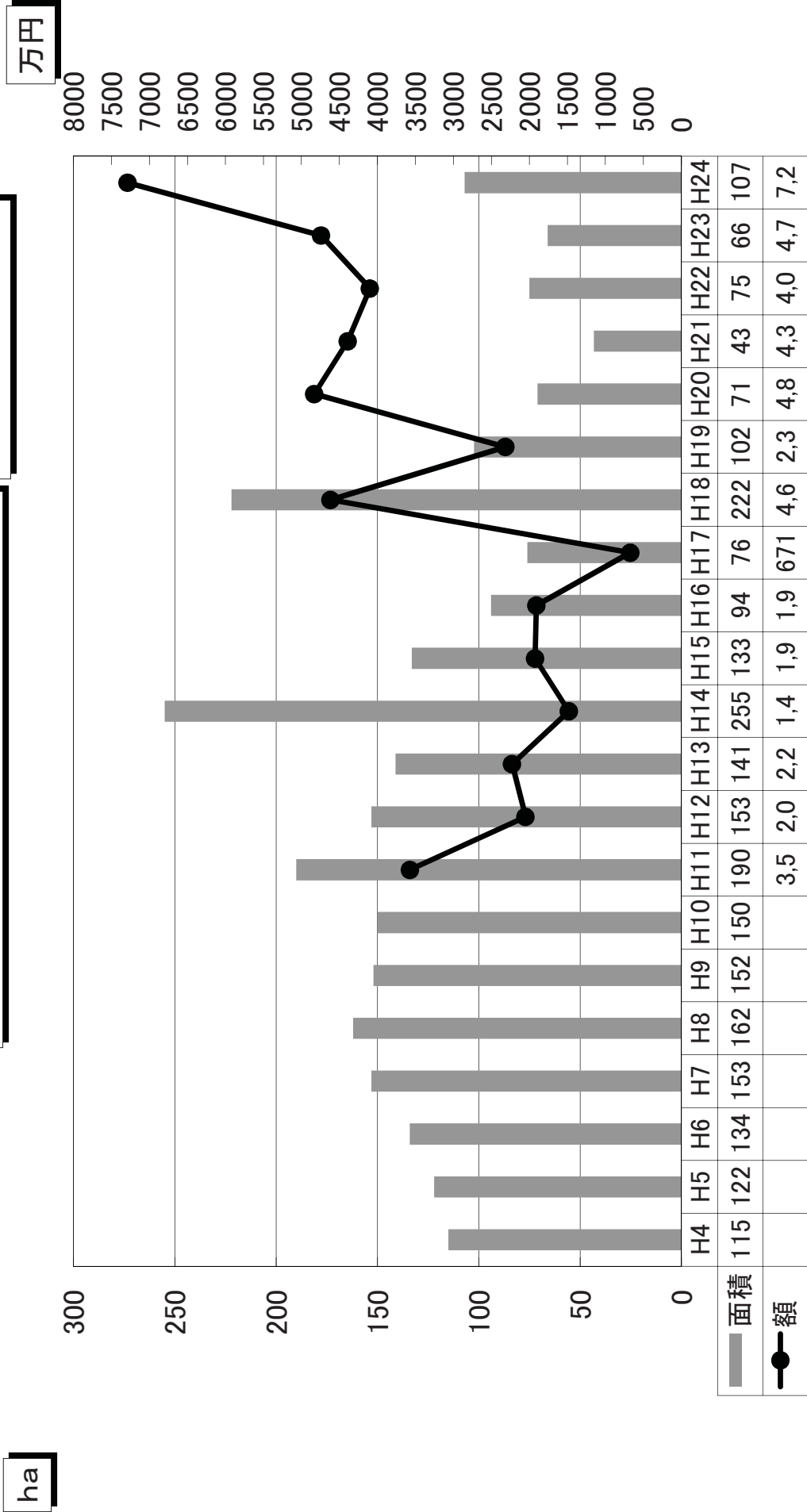


平成25年10月17日
午後4時頃自宅近くでキノコ採りの最中に襲われ、顔の右側を負傷



平成25年10月19日
午前10時頃林道を歩いている際に襲われ左手・顔などに軽傷

ツキノワグマによる農業被害額等



ha

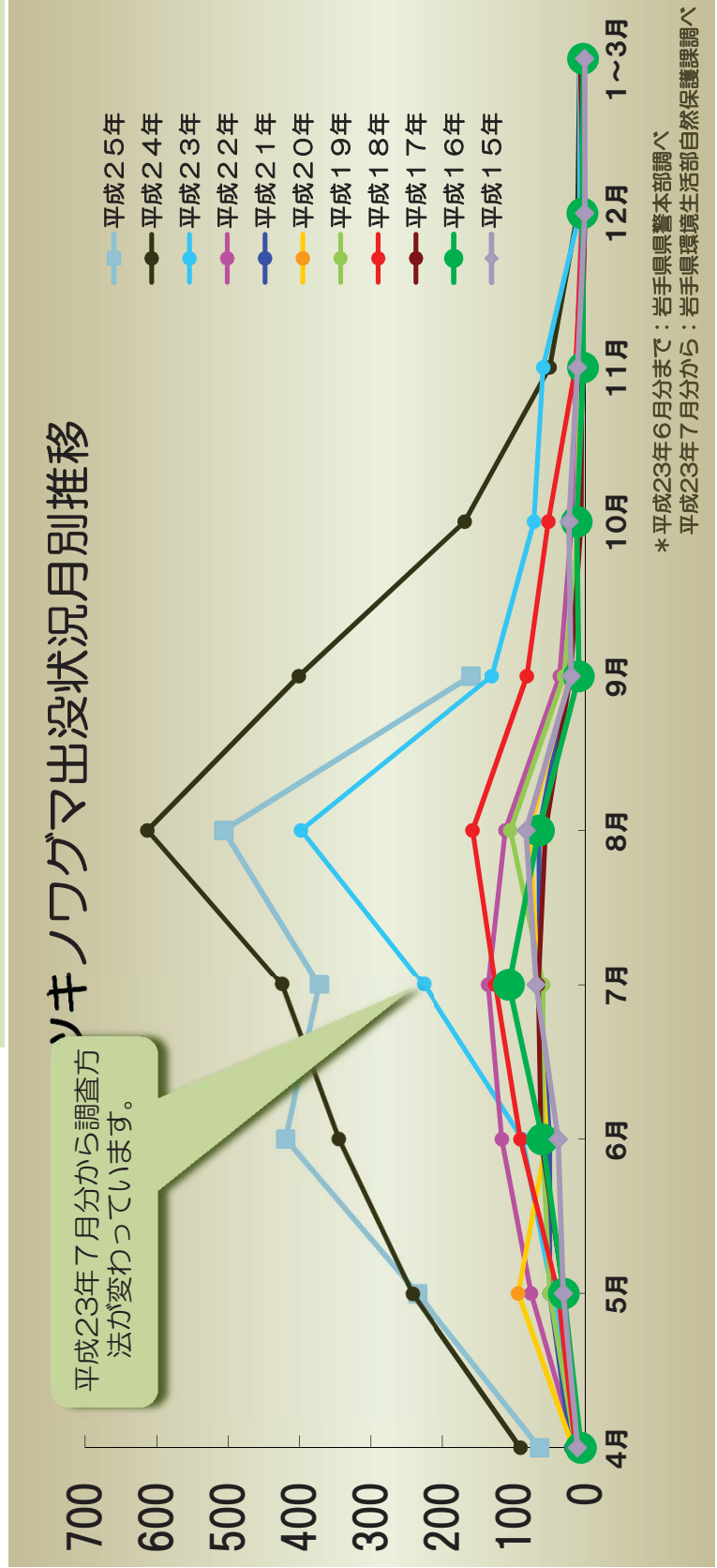
単位：件

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1～3月計 |
|-------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 平成25年 | 64 | 236 | 420 | 373 | 506 | 160 | | | | 1,759 |
| 平成24年 | 91 | 243 | 346 | 425 | 613 | 401 | 169 | 50 | 11 | 2,357 |
| 平成23年 | 14 | 46 | 88 | 227 | 398 | 131 | 72 | 59 | 8 | 1,043 |
| 平成22年 | 14 | 76 | 117 | 136 | 112 | 36 | 19 | 13 | 5 | 528 |
| 平成21年 | 20 | 50 | 50 | 64 | 65 | 23 | 10 | 8 | 0 | 290 |
| 平成20年 | 17 | 94 | 54 | 66 | 78 | 22 | 11 | 7 | 2 | 351 |
| 平成19年 | 14 | 50 | 60 | 59 | 105 | 30 | 8 | 8 | 4 | 338 |
| 平成18年 | 14 | 38 | 91 | 126 | 158 | 82 | 52 | 14 | 3 | 578 |
| 平成17年 | 10 | 30 | 62 | 66 | 56 | 21 | 6 | 5 | 1 | 257 |
| 平成16年 | 6 | 30 | 60 | 107 | 65 | 9 | 12 | 3 | 4 | 296 |
| 平成15年 | 11 | 31 | 38 | 69 | 83 | 20 | 23 | 11 | 1 | 287 |
| 平均値 | 25 | 84 | 126 | 156 | 204 | 85 | 38 | 18 | 4 | 735 |

※平成23年7月分から調査方法が変更しています。

平成23年6月分まで：岩手県警察本部調べ（各派出所に寄せられた情報をもとに集計）

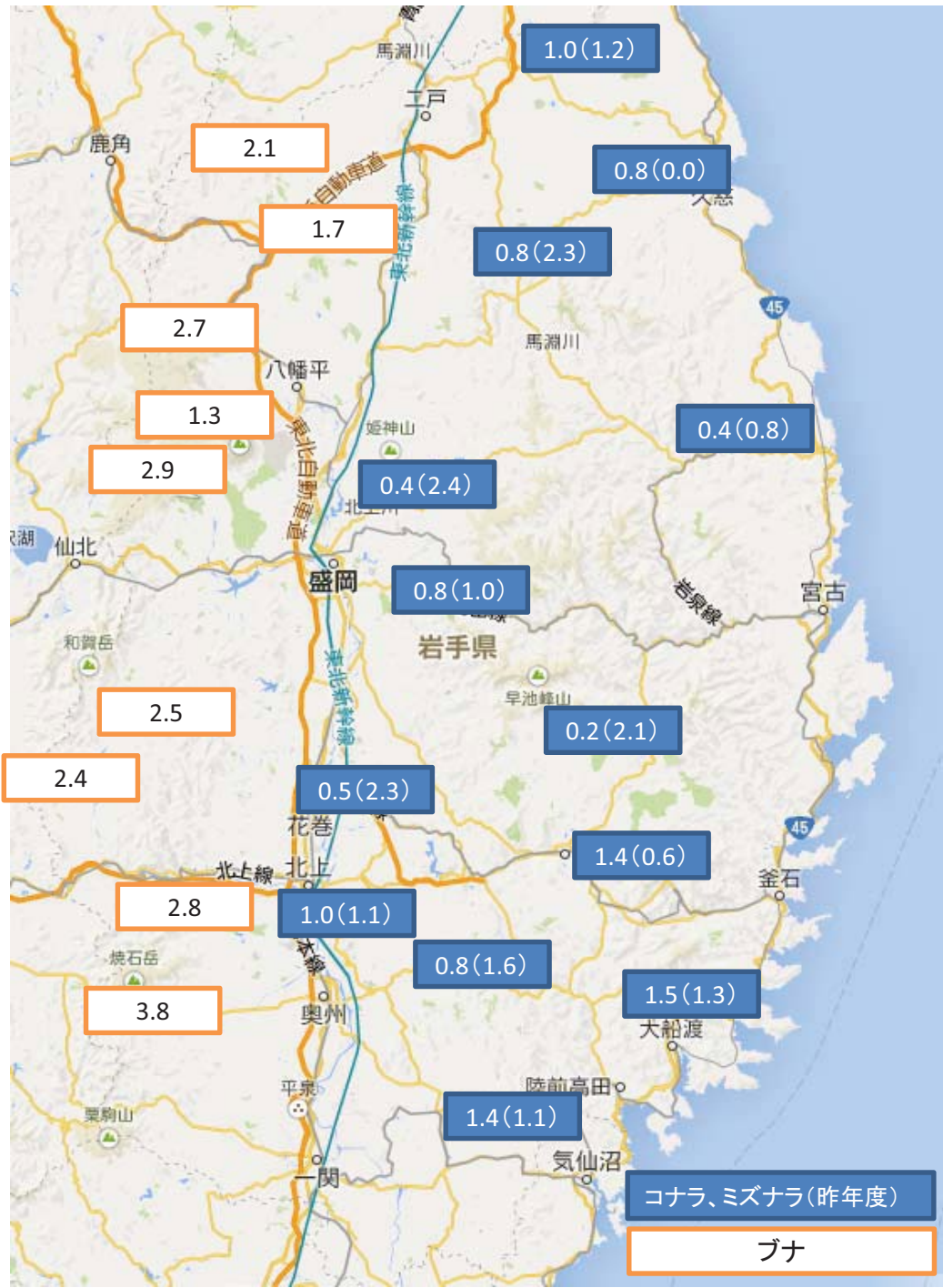
平成23年7月分以降：岩手県環境生活部自然保護課調べ（各市町村に寄せられた情報をもとに集計）



平成25年度ツキノワグマ捕獲報告票集計表

| No. | 振興局 | 捕獲事由 | メッシュ番号 | 年月日 | 捕獲場所 | | 保護管理ユニット | 性別 | 推定年齢 | 歯の磨耗状態 | 体重 | | 体長 | | 子連れ状況 | | | | 放獣の有無 | |
|-----|-------|------|--------|----------|------|----------------|----------|----|------|--------|----|----|-----|----|-------|------|--------|--------|-------|----|
| | | | | | 市町村名 | 地区名等 | | | | | kg | 計測 | cm | 計測 | 有無 | 子の頭数 | 子の推定年齢 | その後の状況 | | 説明 |
| 153 | 04県南 | 有害 | B-601 | 25.09.08 | 金ヶ崎町 | 永沢 | 奥羽 | ♂ | 5 | 磨耗なし | 70 | 実測 | 129 | 実測 | 無 | | | | | 無 |
| 154 | 08宮古 | 有害 | D-571 | 25.09.08 | 岩泉町 | 下有芸字肘葛 | 北上 | ♀ | 6 | | 60 | 推定 | 120 | 実測 | 無 | | | | | 無 |
| 155 | 04県南 | 有害 | B-622 | 25.09.09 | 奥州市 | 江刺区米里字根津葉 | 北上 | ♂ | 4 | 磨耗なし | 46 | 実測 | 120 | 実測 | 無 | | | | | 無 |
| 156 | 05一関 | 有害 | A-371 | 25.09.09 | 一関市 | 巖美町はの木立 | 奥羽 | ♂ | 10 | 磨耗なし | 80 | 推定 | 145 | 実測 | 無 | | | | | 無 |
| 157 | 02花巻 | 有害 | D-224 | 25.09.10 | 花巻市 | 大迫町内川目第6地割 | 北上 | ♂ | 7 | やや磨耗 | 80 | 推定 | 140 | 実測 | 無 | | | | | 無 |
| 158 | 01盛岡 | 有害 | D-501 | 25.09.11 | 滝沢村 | 鶴飼字花平 | 奥羽 | ♀ | 4 | 磨耗なし | 70 | 推定 | 110 | 実測 | 無 | | | | | 無 |
| 159 | 08宮古 | 有害 | D-462 | 25.09.13 | 宮古市 | 田代 | 北上 | ♂ | | | 90 | 推定 | 135 | 推定 | 無 | | | | | 無 |
| 160 | 01盛岡 | 有害 | D-312 | 25.09.14 | 盛岡市 | 大ヶ生第18地割 | 北上 | ♂ | 3 | 磨耗なし | 40 | 推定 | 100 | 実測 | 無 | | | | | 無 |
| 161 | 08宮古 | 有害 | D-462 | 25.09.15 | 宮古市 | 田代 | 北上 | ♂ | | 磨耗なし | 75 | 推定 | 120 | 推定 | 無 | | | | | 無 |
| 162 | 01盛岡 | 有害 | D-412 | 25.09.16 | 盛岡市 | 川目第3地割 | 北上 | ♂ | 10 | 著しく磨耗 | 78 | 実測 | 144 | 実測 | 無 | | | | | 無 |
| 163 | 08宮古 | 有害 | D-672 | 25.09.20 | 岩泉町 | 小本字大牛内 | 北上 | ♂ | 4 | | 50 | 推定 | 100 | 実測 | 無 | | | | | 無 |
| 164 | 04県南 | 有害 | A-474 | 25.09.21 | 奥州市 | 衣川区長袋 | 奥羽 | ♀ | 3 | 磨耗なし | 90 | 推定 | 130 | 実測 | 無 | | | | | 無 |
| 165 | 08宮古 | 有害 | D-342 | 25.09.21 | 宮古市 | 鈴久名 | 北上 | ♂ | | | 90 | 実測 | 140 | 推定 | 無 | | | | | 無 |
| 166 | 07釜石 | 有害 | B-771 | 25.09.24 | 釜石市 | 新浜町 | 北上 | ♂ | 7 | やや磨耗 | 82 | 実測 | 130 | 実測 | 無 | | | | | 無 |
| 167 | 01盛岡 | 有害 | D-734 | 25.09.24 | 葛巻町 | 江刈第10地割 | 北上 | ♂ | 5 | 磨耗なし | 60 | 推定 | 120 | 実測 | 無 | | | | | 無 |
| 168 | 06大船渡 | 有害 | B-644 | 25.09.25 | 住田町 | 上有住字新田 | 北上 | ♂ | 6 | 磨耗なし | 95 | 実測 | 145 | 実測 | 無 | | | | | 無 |
| 169 | 01盛岡 | 有害 | D-741 | 25.10.01 | 葛巻町 | 江刈第39地割 | 北上 | ♂ | 6 | 磨耗なし | 80 | 推定 | 145 | 実測 | 無 | | | | | 無 |
| 170 | 09久慈 | 有害 | D-772 | 25.10.15 | 普代村 | 第4地割 | 北上 | ♀ | 2 | | 40 | 推定 | 110 | 実測 | 無 | | | | | 無 |
| 171 | 08宮古 | 有害 | D-662 | 25.10.25 | 岩泉町 | 乙茂字大向(ふれあいらんど) | 北上 | ♀ | 4 | | 60 | 推定 | 120 | 実測 | 無 | | | | | 無 |
| 172 | 08宮古 | 有害 | D-662 | 25.11.01 | 岩泉町 | 乙茂字乙茂、和乙茂 | 北上 | ♀ | 4 | | 50 | 推定 | 110 | 実測 | 無 | | | | | 無 |

○堅果類豊凶調査結果



調査方法: 目視により、着果状況を3段階または5段階で評価し、調査定点ごとに平均。

- 全調査定点の平均
- ・コナラ 0.95(1.18)
 - ・ミズナラ 0.65(1.43)
 - ・ブナ 2.46
- } 3段階評価
5段階評価

○春季捕獲に係る痕跡調査結果

| | 努力量 | | 目撃 | | | |
|------|--------|-----|----|----|---|------|
| | 調査距離km | クマ棚 | 足跡 | 爪跡 | 糞 | 成獣目撃 |
| 西和賀町 | 109 | 25 | 3 | 3 | 1 | 5 |
| A754 | 12 | 3 | 1 | 3 | | |
| A763 | 5 | 2 | | | | |
| A764 | 18 | 7 | | | | 1 |
| C052 | 6 | 3 | | | | |
| C054 | 13 | 3 | | | 1 | 2 |
| C063 | 5 | 2 | | | | 1 |
| C161 | 15 | | | | | |
| C162 | 15 | 2 | | | | |
| C163 | 12 | 1 | 2 | | | 1 |
| C164 | 8 | 2 | | | | |
| 八幡平市 | 53 | 3 | 6 | 7 | 1 | 2 |
| C673 | 9 | | | 2 | | |
| C674 | 14 | 2 | | 1 | | |
| C772 | 15 | | | 1 | | 2 |
| F072 | 4 | 1 | 3 | 1 | | |
| F073 | 5 | | 3 | | 1 | |
| G002 | 4 | | | 1 | | |
| G004 | 2 | | | 1 | | |
| 総計 | 162 | 28 | 9 | 10 | 2 | 7 |

○春季捕獲に係る捕獲・目撃等の状況

| | 努力量 | | | 捕獲・目撃 | | |
|------|--------|---------|--------|---------|-------|------|
| | 合計出猟時間 | 出猟時間×人数 | 合計踏査距離 | 単独個体目撃数 | 親子目撃数 | 捕獲頭数 |
| 西和賀町 | 87.3 | 564.2 | 109 | 5 | 1 | 5 |
| A754 | 6.0 | 54.0 | 12 | 1 | | 0 |
| A763 | 5.0 | 45.0 | 5 | | | 1 |
| A764 | 12.5 | 112.5 | 18 | 1 | | 0 |
| C052 | 8.0 | 72.0 | 6 | | | 1 |
| C054 | 14.5 | 98.5 | 13 | 1 | 1 | 0 |
| C063 | 7.0 | 35.0 | 5 | 1 | | 0 |
| C161 | 6.0 | 24.0 | 15 | | | 1 |
| C163 | 9.5 | 38.0 | 12 | 1 | | 0 |
| C164 | 18.8 | 85.2 | 23 | | | 2 |
| 八幡平市 | 160.5 | 599.5 | 150 | 17 | 1 | 6 |
| C673 | 7.5 | 45.0 | 5 | 1 | | 1 |
| C772 | 36.5 | 220.0 | 27 | 6 | | 3 |
| C773 | 5.0 | 10.0 | 3 | | 1 | 0 |
| F062 | 13.5 | 40.5 | 13 | | | 0 |
| F072 | 7.0 | 22.0 | 7 | | | 0 |
| F073 | 13.0 | 29.0 | 11.5 | 1 | | 1 |
| F074 | 4.0 | 12.0 | 2 | | | 0 |
| F172 | 18.0 | 70.0 | 19 | 1 | | 0 |
| F174 | 12.0 | 43.0 | 16 | 4 | | 0 |
| F271 | 8.0 | 19.0 | 10 | | | 0 |
| F272 | 13.5 | 37.0 | 20 | 3 | | 0 |
| G002 | 4.0 | 8.0 | 2 | 1 | | 0 |
| G003 | 14.5 | 36.0 | 11 | | | 1 |
| G102 | 4.0 | 8.0 | 3.5 | | | 0 |
| 総計 | 247.8 | 1163.7 | 259 | 22 | 2 | 11 |

(別紙)ツキノワグマ捕獲上限の算定について

各地域個体群において、2013年11月以降の捕獲(狩猟、有害による殺処分)及び繁殖を考慮した2014年11月の予測生息数が、現在2013年11月の推定生息数に対して、3%以上減少していることがないように捕獲数を算定。

減少率については、本来0%とするべきであるが、出没・被害が増加傾向にあることや、個体数調査の結果個体群が安定的であることを踏まえて、従来通り3%までの減少率は認めることとした。

北奥羽

| | 2013年11月 | 2013年狩猟 (予測) | 2013年狩猟後 | | 2014当初 (出産後) | 2014有害 (捕獲上限) | 2014年11月 (上限捕獲後) |
|----------|----------|-----------------|----------|--|-----------------|------------------|---------------------|
| 0歳 | 264 | 0 | 264 | | 273 | 0 | 273 |
| 1歳 | 216 | 0 | 216 | | 217 | 0 | 217 |
| 2歳以上♀ | 585 | 6 | 579 | | 619 | 38 | 581 |
| 2歳以上♂ | 461 | 12 | 449 | | 502 | 76 | 426 |
| 合計(1歳以上) | 1262 | 18 | 1244 | | 1338 | 114 | 1224 |
| | | | | | | 減少率 | -3.01% |

北奥羽捕獲上限(H25-H26): $18 + 114 = 132$ 頭

※有害捕獲には春季捕獲を含む。

北上高地

| | 2013年11月 | 2013年狩猟 (予測) | 2013年狩猟後 | | 2014当初 (出産後) | 2014有害 (捕獲上限) | 2014年11月 (上限捕獲後) |
|----------|----------|-----------------|----------|--|-----------------|------------------|---------------------|
| 0歳 | 394 | 0 | 394 | | 400 | 0 | 400 |
| 1歳 | 307 | 0 | 307 | | 324 | 0 | 324 |
| 2歳以上♀ | 868 | 20 | 848 | | 902 | 52 | 850 |
| 2歳以上♂ | 744 | 20 | 724 | | 791 | 103 | 688 |
| 合計(1歳以上) | 1919 | 40 | 1879 | | 2017 | 155 | 1862 |
| | | | | | | 減少率 | -2.97% |

北上高地捕獲上限(H25-H26): $40 + 155 = 195$ 頭

○算定に用いたパラメータ

個体数に占める2.5歳以上の割合 0.85

♂:♀ = 1:1

繁殖可能年齢 2.5歳以上

繁殖率 0.36 (妊娠率0.4×分娩率0.9)

産子数 1.59 頭

各年齢クラスの生存率(自然)

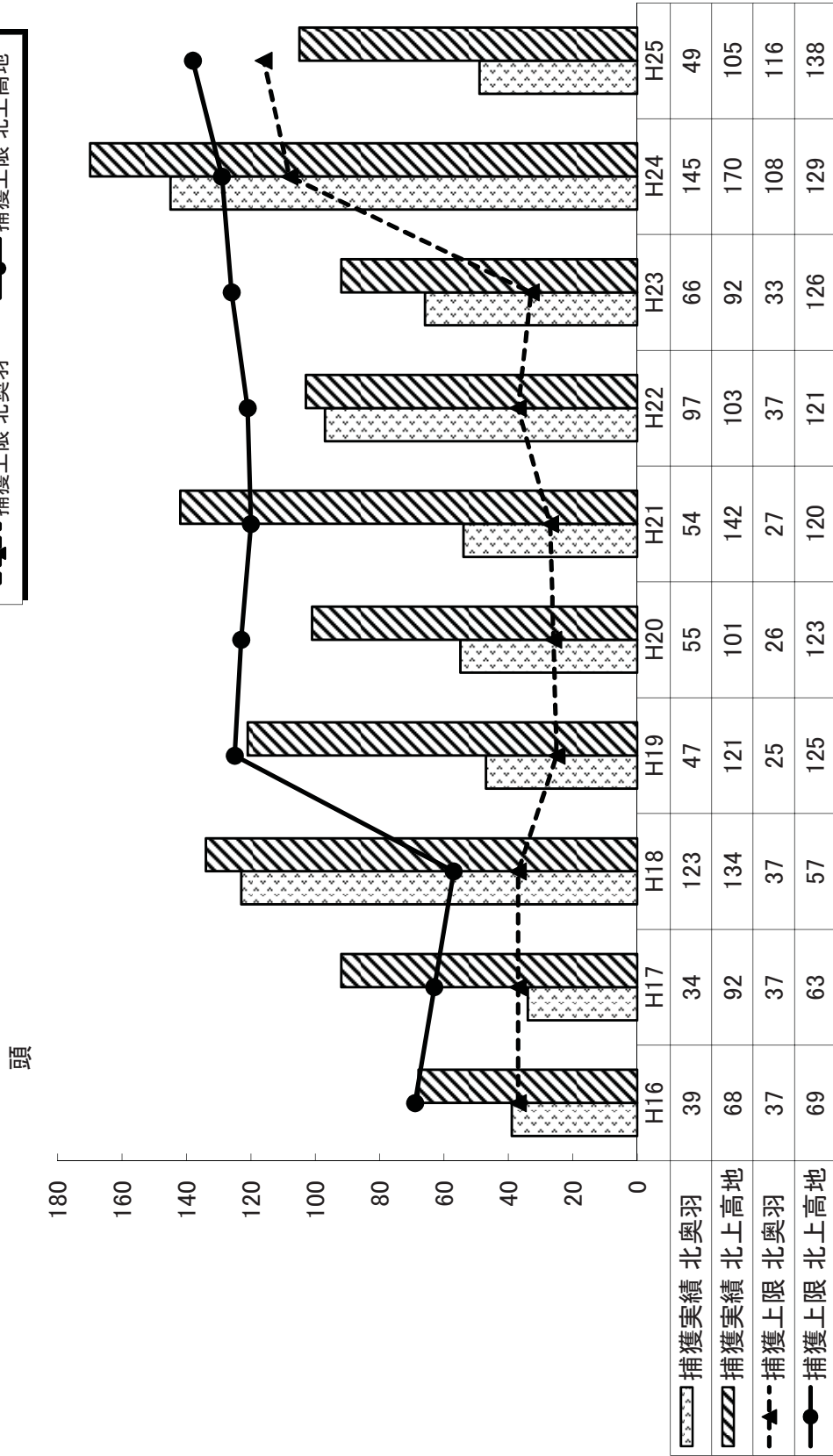
0～0.5歳まで 0.916

0.5～1.5歳まで 0.821 $S_c(0.912 \times 0.900)$

1.5～2.5歳まで 0.908 S_y

2.5歳以上♀・♂ 0.900 S_f, S_m

捕獲実績と捕獲上限数の推移



* 捕獲実績に放獣は含まない

ツキノワグマ捕獲許可の運用の見直しについて

1 捕獲許可に係る市町村の意見（アンケートの実施）

ツキノワグマの捕獲許可については、危害発生など緊急を要すると認められる場合を除き、県で行うこととしているが、近年ツキノワグマの出没や被害が増加しており、より迅速な許可対応が求められる例も増加していることから、今後の捕獲許可体制の参考とするため、8/5 付で市町村にアンケートを実施。

【主な意見】

- ・ 迅速な対応に権限移譲は有効だが、県が許可を出してくれるのなら、移譲はいらない。
（移譲してほしい：16、現状のままで良い：16）
→迅速化の要望は強いが、権限移譲の受入体制が十分でない。
- ・ 出没が増えており、人身被害の危険性がある場合など許可等に迅速性が求められる場合が多い。
- ・ 被害対策をしても農業被害にあうことも多く、許可に時間がかかると被害を拡大させる。
- ・ 市町村に一部権限移譲されているが、詳細な事後報告が求められるので対応ができない。
→権限未活用例もある。
- ・ 移譲権限の範囲では、危険が高まった段階で銃を携行しての巡回など対応できず、住民の不安に応えられない。
- ・ 緊急時の口頭許可では従事者が従事者証を携帯できない。
- ・ 許可の範囲・期間が狭く短く、捕獲できない場合、危険が継続してしまう。
→許可の範囲・期間の運用改善を希望。

（参考）捕獲許可の運用状況

| | 県許可 | | | 市町村許可 | | |
|-----|-------|-------|-------|-------|------|------|
| | 許可件数 | 許可頭数 | 捕獲実績 | 許可件数 | 許可頭数 | 捕獲実績 |
| H24 | 423 件 | 718 頭 | 289 頭 | 1 件 | 1 頭 | 1 頭 |
| H23 | 212 件 | 312 頭 | 103 頭 | 1 件 | 1 頭 | 0 頭 |

2 市町村の意見を踏まえた対応案

捕獲許可の運用を見直し、市町村ごとに上限を設定し、県において包括的な許可を出すことを認める。

(1) 目的

○クマ出没事例が増加しているため、緊急時等の円滑な対応と許可事務手続きの簡素化を目的とする。

→包括的に許可を取得することにより、緊急時等（市街地・住宅地への出没、対策を行った農地での被害）に捕獲や銃を携行したパトロールに即応でき、夏季などの出没多発期の許可事務の簡素化が期待できる。

(2) 対象

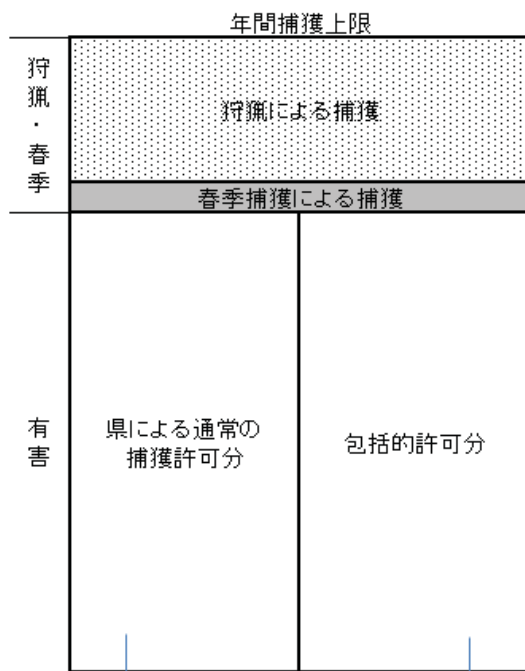
○ツキノワグマの被害防止計画を作成している市町村で希望する場合に限る

→有害捕獲を許可できるのは、人身への危険が高い場合や農業被害があり捕獲以外に有効な手段が無い場合としている。被害防止計画は、継続的な被害があるため、捕獲以外の被害防止策を実施することが明記されているので、市町村全体の許可の条件を担保するための必要条件とする。

(3) 捕獲上限の運用

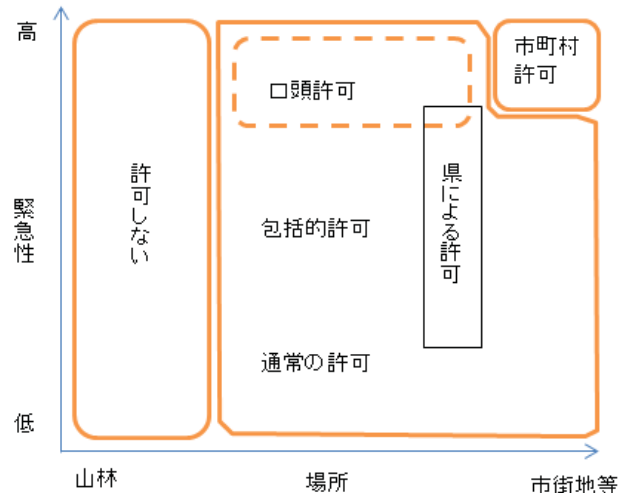
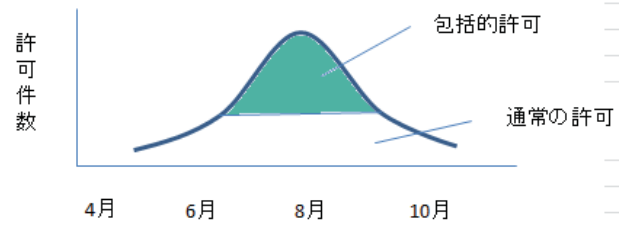
○市町村で希望しない場合や上限に達した際には通常の対応指針に基づく申請とする。

→包括許可を行っている間も、県による通常の許可は実施可能とする。捕獲上限内で別途県による通常許可の枠を調整用として設けることとし、包括許可以外の許可に対応することとする。(包括許可は出没のピーク時期あるいはやや緊急的な事例に対応するイメージ)



主に緊急性の低い捕獲に対応
県で捕獲上限の調整枠

主に緊急時などの迅速な対応に
市町村のある程度の裁量枠



(4) 具体的な許可内容・条件

○頭数：年間捕獲上限から狩猟、春季捕獲、県による通常の有害捕獲許可分を引いた残りを生息状況及び許可実績等を勘案し自然保護課で設定

→市町村あたり最低3頭～最大20頭程度を想定。わなを設置する場合には、最大同時設置数＝許可頭数となる。

○期間：最大で30日までとする。ただし、上限に達しない場合には、上限から包括許可に係る捕獲実績（放獣を除く）を引いた残りを限度として再度許可できる。

→原則6月～10月。捕獲実績には放獣は含めない。

○場所：市町村一円（ただし、山林内を除く）

→山林はクマの本来の生息地であることから捕獲を認めない（人身被害があっても）。屋敷林、河畔林等は山林に含まない。

○条件：①捕獲従事者は個別の捕獲ごとに必ず市町村の指示に従い捕獲等を実施すること。

→捕獲従事者が自分の判断で捕獲するのを防ぐため。市町村は原則として指示書により従事者に捕獲を指示する。

②捕獲を行う前には可能な限り追払いを行うこと。

→地形的にできない場合や、農作物被害が常態化しており効果が期待できない場合を除く。

③農地等及び周辺にわなを設置する場合には、電気柵が設置されており、適正に管理されていること

→市町村全体の被害防止対策を担保する被害防止計画に加え、個別の事例の被害防止対策を担保するための条件。

→「農地等」とは現に生産を行っている農地（畑、水田、飼料畑、果樹園等）、畜舎、養蜂場、養魚場等。

→「周辺」とは農地等の境界（農地等に設置している電気柵）より30mまでの範囲とする。

④捕獲があったら速やかに報告すること。

→許可の状況（人身被害/農業被害、捕獲以外の対策状況）についても簡潔に報告を求める。

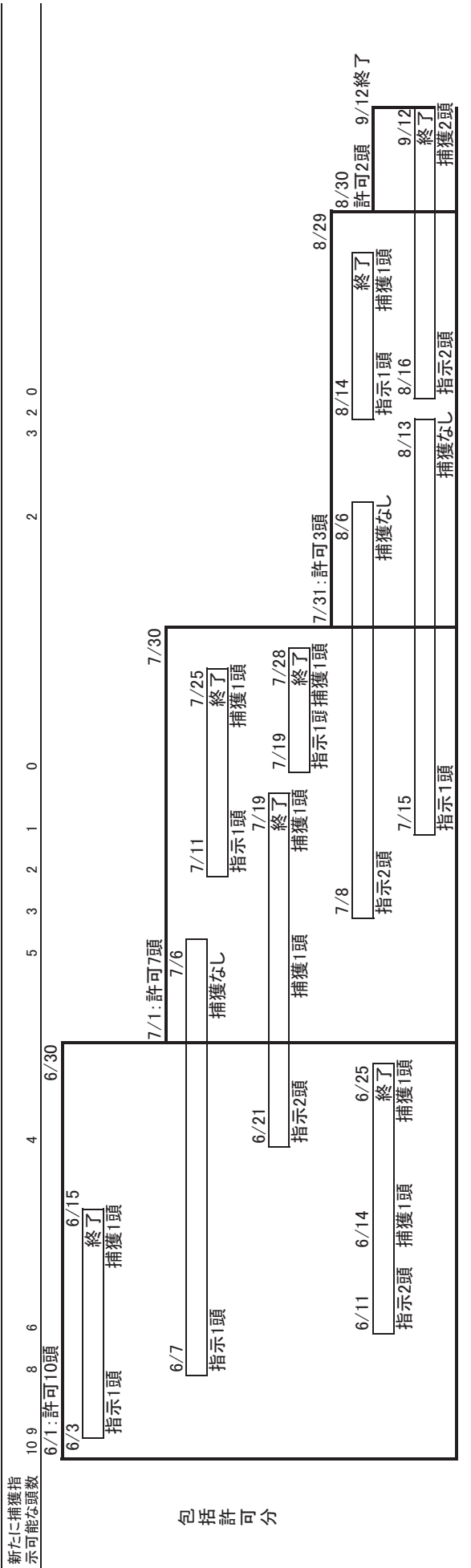
○素案に対する委員の意見

| | 意見 | 対応案 |
|---|--|---|
| 権限移譲について | <p>県は捕獲数の制限の設定を行い、制限頭数分の捕獲許可は市町村に委譲（希望市町村のみ）する方法に許可基準の見直しを行うべき。</p> <p>保護管理の観点から、権限委譲はしない方が良い。</p> <p>一旦委譲してしまえば、今後減少傾向に転じた場合に管理が難しくなる。</p> | <p>権限移譲は必要との意見がある一方、慎重な意見もあります。また、権限移譲は条例等の改正が必要となってきますが、本運用は試行的な側面もあるので、現条例や計画等の範囲内で運用を行い、結果を踏まえながら慎重に検討していきたいと考えます。</p> |
| 上限について | <p>上限に達した場合、他の市町村の未達分からの融通は認めない。…」とされているが、包括的な捕獲許可(案)(フロー図)によると、市町村が捕獲対応依頼を行った後の処理を繰り返すことと想定されていることから、複数の依頼を並行して行う場合、仮に上限に達した場合でも、既に捕獲対応依頼を行ったものを中止させるというのは困難であると考えられるため、融通について「原則」を加えるか、許可中のものについての扱いを明記する必要があると考えられる。</p> <p>その年によって、許可件数に変動があり、また、許可件数と捕獲数に大きな差がある場合がある。</p> <p>したがって、捕獲上限を決める際には、主に「許可件数」に、「生息状況調査の結果」を加味し、決めるのが良いと思う。所謂、獲った者勝ちにならないよう「捕獲実績」は補足的にとらえて、決めた方が良いのではないか。</p> <p>また、どの市町村であっても、上限が2頭では、緩和の意味がないように思われる。</p> <p>捕獲上限頭数をすべて割り振ってしまっても良いものか。許可された分を積極的に捕獲することになりはしないか。</p> | <p>捕獲許可を越える頭数の対応依頼を行った場合、上限に達した際に中止させることが困難であり、許可を越える頭数の捕獲がある場合が想定されます。そのため、捕獲許可の頭数の範囲内で捕獲対応依頼をするにとしますが、それだけでは十分に捕獲対応ができていないことが想定されるので、包括許可の期間内でも通常の捕獲許可も同時にできることとします。</p> <p>また、捕獲上限内で別途県による通常許可の枠を調整用として設けることとし、包括許可以外の許可に対応することとします。包括許可の枠は許可件数や生息状況調査結果を反映し、設定することとします。</p> |
| 最大30日の期間について | <p>最大30日の意味が素人には理解し難い。許可一件について、捕獲するまでの期間が30日ということか？</p> | <p>これまでの通常の許可の場合はひとつの許可あたりわりの設置が30日までです。包括的許可の場合は30日の範囲内で、割り当て頭数の範囲内のわなを設置することができます。</p> |
| 4月～10月の期間について | <p>4月～10月を期間として包括的に頭数を定めていることから、30日の期間は不要と考えられる。許可内容については、「許可日から10月31日。ただし捕獲上限頭数に達した場合は期間満了とする。」などとし、捕獲対応依頼を、30日以内の限定とするほうが、包括的な許可にあった内容と考えられる。</p> <p>期間を原則4～10月としているが、4月から許可が常態化することは、春熊が可能と勘違いされる恐れがある。また、事務手続きに要する日数や被害の発生時期を勘案して、期間設定をした方が良い。</p> | <p>30日を超える許可については、鳥獣保護事業計画及びびツキノワグマ保護管理計画を変更させる必要がありますが、本運用は試行的な側面もあるので、現計画の範囲内で実施することが適当と考えます。今計画の期間内で試行的に実施し、次期計画策定時に本運用の反省点も踏まえて適宜反映させることとしたいと考えます。</p> <p>春季捕獲は要領により5/15までとしておりますので、それと期間が重複しないよう、また出没のピークは夏季でありそれに対応するため、期間は6～10月とします。</p> |
| 案件②において、許可状況についての報告を追加することは、アンケート結果にあるように、対応できない市町村が増えてくる懸念があるが、どうか。事務手続きの簡素化に逆行するのではないか。 | <p>許可の流れの比較において、「捕獲なし」の場合の従事者→市町村→県への報告は記されていないが、運用上は報告を行っているため、その点も追記が必要である。</p> | <p>できるだけ簡単なものとして実施市町村の負担にならないようにしたいと考えます。</p> |
| | <p>指摘の通り追記します。</p> | |

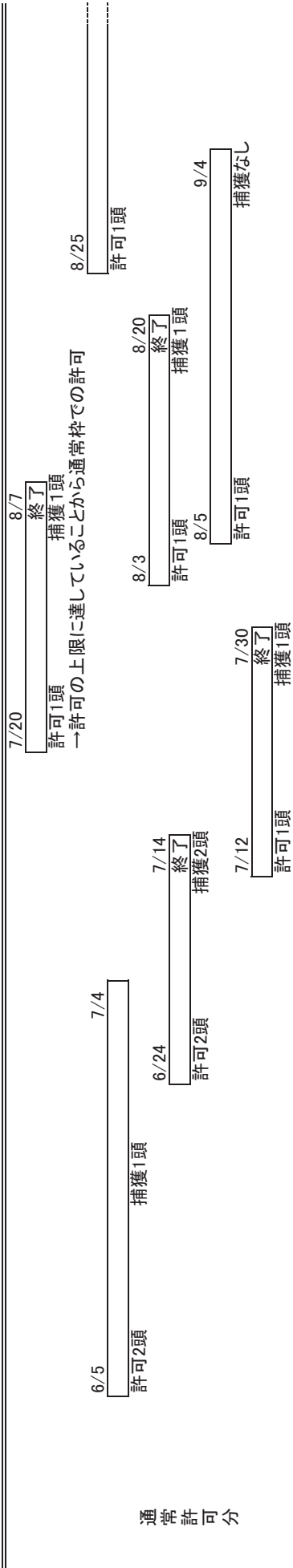
| | |
|--|--|
| <p>捕獲上限の範囲を定め県から捕獲許可がされることで、申請→許可までの手続きが簡素化され、被害者への対応も迅速化されることが期待できる反面、市町村→捕獲従事者への指示は、「捕獲対応依頼」という方法により計画されており、仮に口頭によるものであれば、指示内容である「捕獲頭数」「地域」「期間」が従事者に正しく伝わらず、許可内容の未達や誤認が生じることが懸念されるため、「捕獲対応依頼」の方法は、書面によることが必須と考えられる。 しかし、捕獲許可が一度なされたことから、市町村が新たに捕獲許可及び従事者証を発することはなはず、他の名称や内容とすることが必要と考えられる。</p> | <p>指摘のとおりだと考えますので、別途要領を作成し、指示書のような形で文書による従事者への指示を行い、確実に市町村の指示のもとで捕獲等が実施される体制としたいと考えます。</p> |
| <p>緊急時に円滑な対応が可能になるが、30日間の許可期間中であればいつでも、どこでも捕獲が可能になると誤解されないよう、許可があってもその都度市町村の指示がなければ捕獲できない旨、明記する必要があるのではないか。</p> | <p>適正な運用ができるように、要領やQ&Aを作成したり、担当者会議等で運用方法を周知することとします。</p> |
| <p>実質、市町村の判断で捕獲することになるため、市町村の担当者が「ツキノワグマ保護管理計画の趣旨」や「具体的な許可条件の意味」を十分理解して、その都度、捕獲指示をする必要がある。</p> | <p>ご指摘の通りと考えます。農地等は現に生産を行っている農地、畜舎、養蜂場、養魚場等とします。また、通常有害捕獲のためのわなは農地から10m程度までに設置する場合がありますので、それぞれの農地の個別の条件を考慮して最大30mまでとします。</p> |
| <p>場所について、「山林は除く」としているが、条件では、「農地等及びその周辺」とあり、山林の中に農地がある、あるいは隣接している場合が多く想定される中、「その周辺」という規定は曖昧なため、拡大解釈されかねない。もう少し、判断が付きやすい条件にした方がよい。(例：現況農地であること。境の柵などから〇メートル以内。)</p> | <p>山林で捕獲を認めていないのは、ツキノワグマの本来の生息地まで入り込んだるの捕獲を認めていないということであり、国有林や民有林などの森林を指します。したがって、集落周辺の屋敷林、エグネ、住宅地周辺の河畔林などは含みません。</p> |
| <p>場所について、「山林内」の定義を明確にする必要がある。</p> | <p>電気柵が設置されており、適正に管理されていること」ということは、裏を返せば、電気柵が設置されていないければ、捕獲は出来ないということか？</p> |
| <p>ツキノワグマの包括的な捕獲許可において農地等及び周辺で捕獲を行う場合には、「電気柵が設置しており、適正に管理されていること」のみを条件としているが、これを緩和し、轟音玉やサウンドパンプチャーターの使用、忌避剤の散布等といったその他の防除措置を行っている場合についても捕獲対応可としていただきたい。</p> | <p>電気柵が設置されていない農地の捕獲はできません。現在の県で行っている捕獲許可についても基本的に電気柵の設置を条件としています。ただし、住宅地等ではこの限りではありません。 忌避剤、轟音玉やサウンドパンプチャーターは効果が限定的である場合があります。また、電気柵による農作物等との遮蔽がない場合、捕獲できたとしても別の個体が被害を及ぼす場合も多く、結果として被害防止につながらなないと考えられるので、電気柵を主要な条件としています。</p> |
| <p>捕獲数に制限を定めて委譲する方法から、被害が恒常的に発生しているということ根拠に、対策の一環として進めるという理由から被害防止計画の作成は必要と考える。 被害発生時に捕獲許可がないと銃を携行できないので、現地調査の時に銃の携行を認められないか。</p> | <p>包括的な許可を取得すれば、従事者は市町村の指示のもと、銃器を携行した現地調査をできることとなります。</p> |

○包括的許可の例

当初上限10頭 6/30時点実績3頭 7/30時点実績7頭 8/29時点実績8頭
 許可繰越7頭、既指示分3頭 許可繰越3頭、既指示分3頭 許可繰越2頭、既指示分2頭



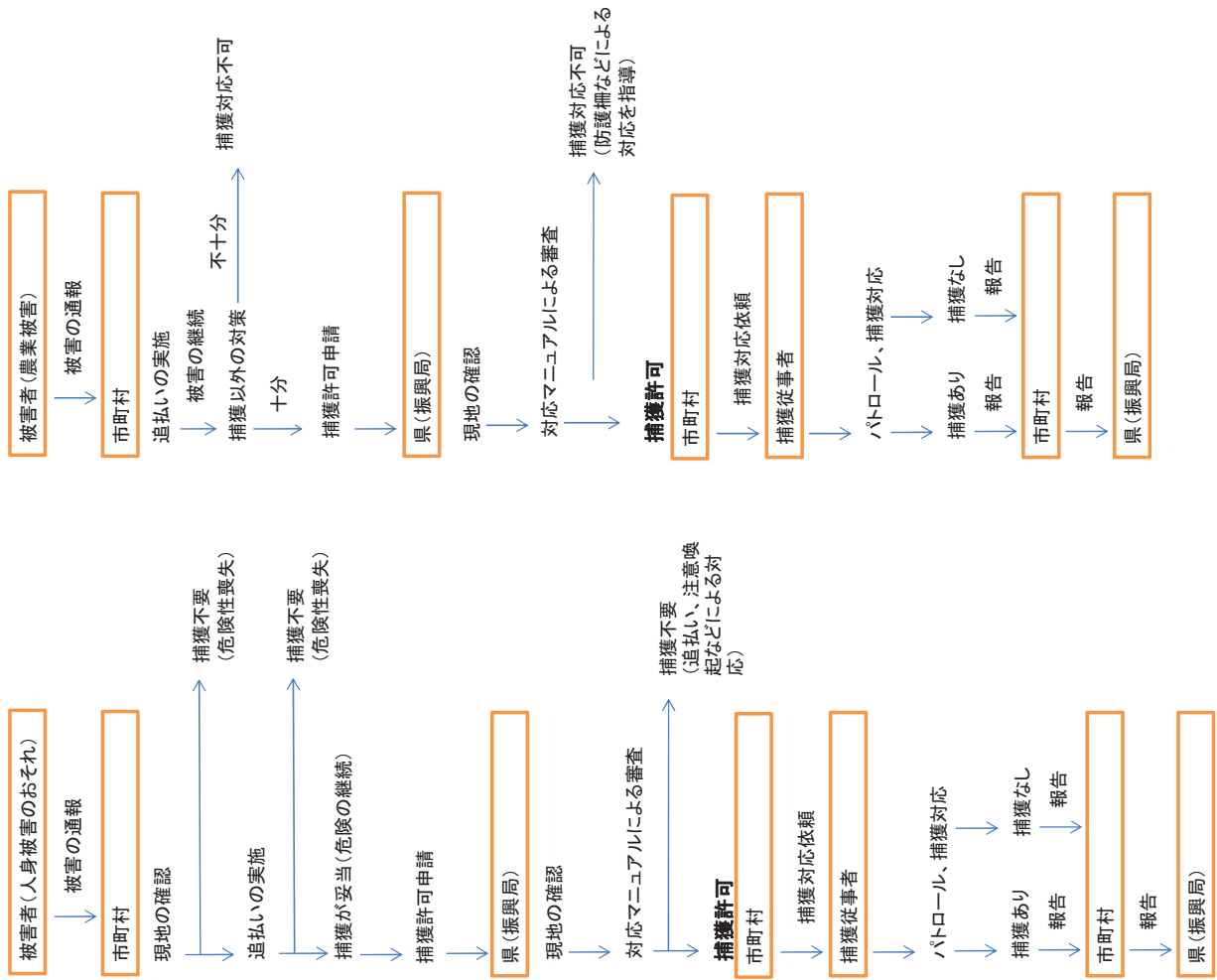
包括許可分



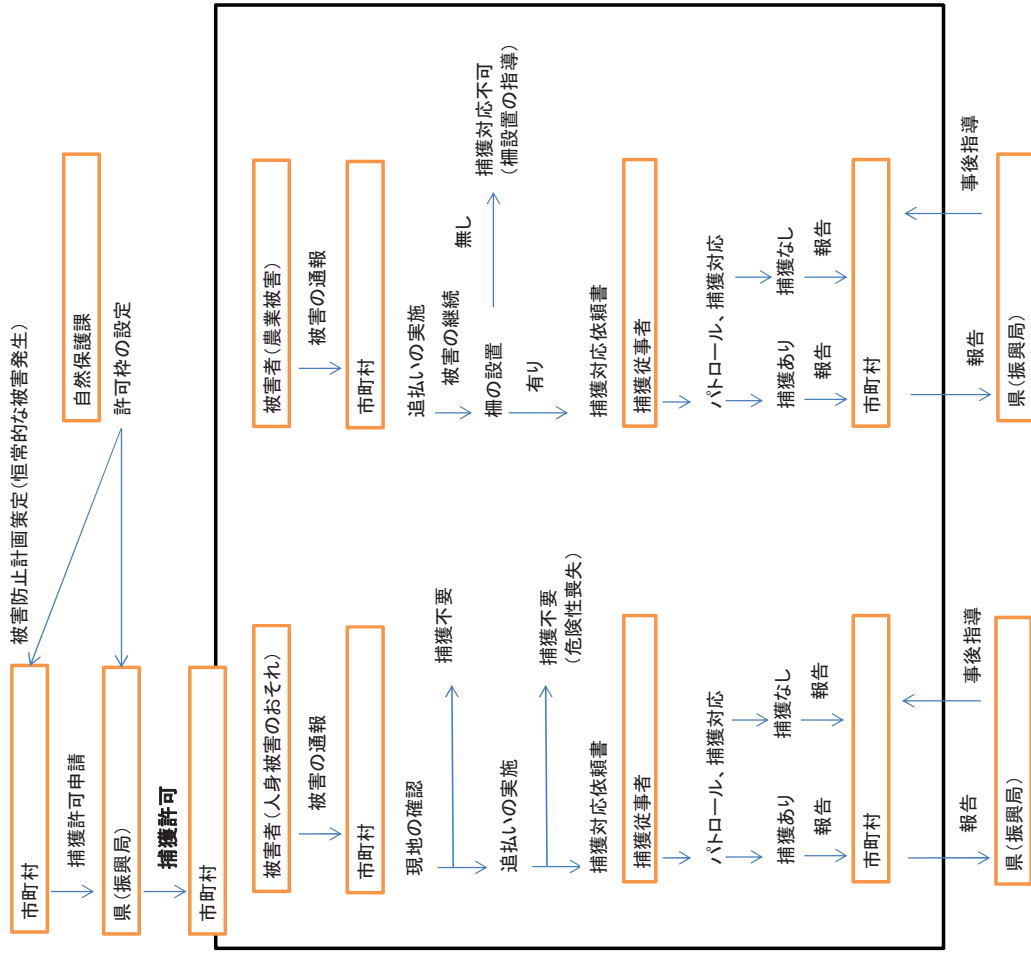
通常許可分

○許可の流れの比較

○従来の捕獲許可



○包括的な捕獲許可(案)



※以降、許可期間・捕獲上限内において太枠内を繰り返し。